

品評大会審査規定

1. 品評大会の開催に関する詳細は、役員会において決定し、各会員に通知する。
2. 大会当日が、暴風雨など不測の事態と重なった場合は、役員会の決定により日程を変更する。
3. 品評大会に出陳しようとする会員は、下記の規定に従うものとする。
 - 一. 受付は、当日規定の時刻を厳守し、指示に従うこと。
 - 二. 一旦出陳した魚を、会長の許可なく持ち帰ることはできない。
 - 三. 審査に対して異議を唱えることはできない。
 - 四. 持ち主不在、不可抗力による出陳魚の死傷、紛失には、本会は一切その責を負わない。
 - 五. 病魚の取り扱いは、会長に一任する。
 - 六. 係員以外の審査場への出入りを禁止する。
4. 出陳魚数は、当才魚・二才魚・親魚、各五尾以内とし、出陳料は以下の通りとする。

| | |
|----------------|--------|
| 春季品評会..... | ¥1,000 |
| 青仔・秋季品評大会..... | ¥2,000 |
5. 会員以外の出陳は、認めない。
6. 入賞魚数は、出陳数、会場等を考慮し、会長が決定する。
7. 品評大会当日の係員は、会長が任命する。
8. 最優秀賞・優秀賞は、各研究会及び品評大会の結果を点数にし、一年間の合計で決定する。
9. 規定せざる事項については、役員会の承認を得るものとする。

| 番付 研究会順 位は、こ の番付に 順ずる | 東大関 | 西大関 | 立行司 | 東取締役 | 西取締役 | 東関脇 | 西関脇 | 東小結 | 西小結 | 東勸進元 | 西勸進元 | 行司1 | 行司2 | 行司3 | 東脇行司 | 西脇行司 |
|-----------------------------------|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|------|------|
| 得点 | 20 | 18 | 16 | 14 | 12 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 |